

令和6年11月21日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

資料1 川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

資料2 意見募集リーフレット

参考資料 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 新旧対照表

川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

説明内容

- 1 パブリックコメントの実施の概要
- 2 条例及び施行規則の概要
- 3 バリアフリー法施行令の改正内容
- 4 条例の改正（案）の内容
- 5 施行規則の改正（案）の内容
- 6 今後のスケジュール

1 パブリックコメントの実施の概要

1 パブリックコメントの実施の概要

川崎市では、全ての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることができるよう、川崎市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）を定めています。

また、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的として、川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」という。）を定めています。

条例及び施行規則では、バリアフリー法^{※1}施行令（以下「政令」という。）に基づくバリアフリー基準^{※2}より高い水準の基準を定めています。

この度、政令の一部改正により、車椅子使用者用便房^{※3}の設置数等に関する基準が強化され、条例及び施行規則の基準を上回る箇所が生じました。**政令の一部改正の施行のタイミングに合わせ、車椅子使用者用便房の設置数等に関する条例及び施行規則の基準を、政令の基準に合わせるために強化する改正**を行うことから、パブリックコメントを実施します。

※1 正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

※2 正式名称は「建築物移動等円滑化基準」

※3 車椅子使用者が円滑に利用することができる便房

2 条例及び施行規則の概要

- (1) 条例及び施行規則の規定について**
- (2) 委任規定について**

2 条例及び施行規則の概要

(1) 条例及び施行規則の規定について

条例では、公共性の高い建築物において最低限必要な整備基準等を、建築確認申請での審査が必要となるバリアフリー法に基づく委任規定として定め、実効性を担保しています。また、条例及び施行規則では、基準適合命令等の強制力はありませんが、地方自治法に基づく自主規定として、政令に基づくバリアフリー基準より高い水準を定め、事前協議により、きめ細やかな指導をするなど、地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性を十分に把握しながら実情に合った柔軟な整備を進めていく制度を整えています。

【条例及び施行規則の規定】

川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則

バリアフリー法の委任規定による施設の整備
(建築確認申請で審査)

建築物

<委任規定> 実効性の担保

自主規定による施設の整備

公共交通機関

公園

建築物

路外駐車場

道路

<自主規定> きめ細やかな指導・誘導

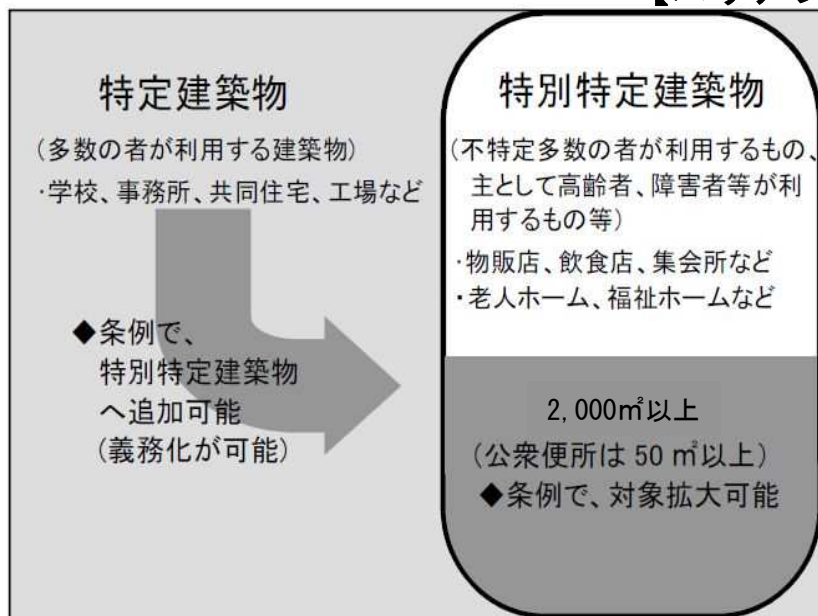
2 条例及び施行規則の概要

(2) 委任規定について

バリアフリー法では、**特別特定建築物^{※1}**について2,000㎡以上の建築をするときは、**バリアフリー基準^{※2}**に適合させなければならないとされています。

また、地方公共団体はバリアフリー法の基準に**特別特定建築物の追加**や**対象規模の引き下げ**、**バリアフリー基準に必要な事項の追加**などを条例^{※3}で定めることができるとされており、**川崎市ではこれに基づき条例で委任規定を定め、特別特定建築物の追加等を行っています。**

【バリアフリー法に基づく委任規定】



～川崎市の場合～

- 特別特定建築物の追加（条例第25条）→**8ページ**
 - ・学校、共同住宅、社会福祉施設、運動施設
- 対象規模の引き下げ（条例第26条）→**9ページ**
 - ・0㎡以上/500㎡以上/1,000㎡以上
- バリアフリー基準への追加（条例第27条）→**10ページ**
 - ・階段
 - ・便所
 - ・移動等円滑化経路

日本建築行政会議「バリアフリー法逐条解説（建築物） 2021年版」を一部編集して使用※4

※1 特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

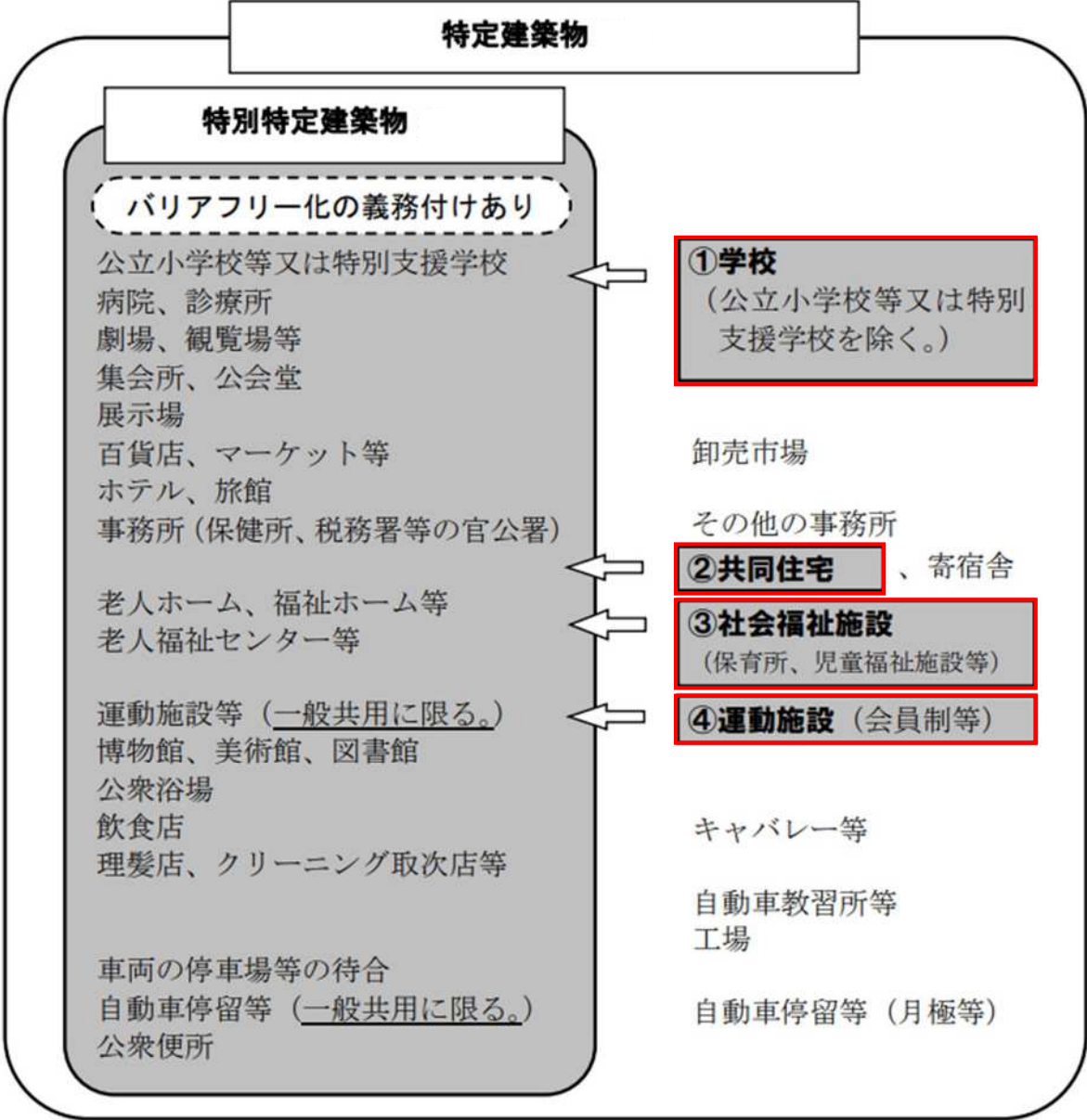
※2 バリアフリー基準（建築物移動等円滑化基準）：高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上に必要な出入口、廊下、階段等の施設の構造及び配置に関する基準

※3 ここでいう「条例」は、福祉のまちづくり条例のことではなく、地方自治法に基づく条例全般のことを指す。

※4 この図でいう「条例」は、福祉のまちづくり条例のことではなく、地方自治法に基づく条例全般のことを指す。

2 条例及び施行規則の概要
(2) 委任規定について

【川崎市において追加している特別特定建築物】



2 条例及び施行規則の概要

(2) 委任規定について

【川崎市における対象規模の引き下げ】

バリアフリー基準への適合義務付けの対象用途	対象規模（床面積の合計）	
	新築	増築等の部分
・ 学校 ・ 病院、診療所（患者の入院施設があるもの） ・ 保健所、税務署、官公署等 ・ 老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、保育所等の社会福祉施設 ・ 博物館、美術館又は図書館 ・ 車両の停車場等	0㎡以上 (法令では2,000㎡以上)	2,000㎡以上 (法令のとおり)
・ 診療所（上記以外のもの） ・ 集会場又は公会堂 ・ 百貨店、マーケット等の物品販売店舗 ・ 公衆浴場 ・ 飲食店 ・ 理髪店、銀行等のサービス店舗	500㎡以上 (法令では2,000㎡以上)	
・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・ 展示場 ・ ホテル又は旅館 ・ 体育館、ボーリング場等の運動施設又は遊技場	1,000㎡以上 (法令では2,000㎡以上)	
・ 共同住宅 ・ 自動車の停留又は駐車施設 (一般の交通の用に供されるもの) ・ 公衆便所、公共用歩廊	2,000㎡以上 (公衆便所は50㎡以上) (法令のとおり)	

2 条例及び施行規則の概要

(2) 委任規定について

【川崎市において追加しているバリアフリー基準】

条例第4章の委任規定で定める主な基準		
階段	幅員	幅は130cm以上（共同住宅を除く。）
	手すり設置	手すりを設置（踊場を含む。）
	回り階段	主たる階段は、回り階段禁止
便所	床表面仕上	床の表面は滑りにくい仕上げ
	車椅子便所と便房の出入口の幅	幅は80cm以上
移動等 円滑化 経路	出入口	外部出入口の幅は90cm以上
	廊下等	廊下等の幅は140cm以上（共同住宅を除く。）
	傾斜路	傾斜路の幅は140cm以上（共同住宅を除く。）
	敷地内の通路	敷地内通路の幅は140cm以上
		傾斜路の幅は140cm以上

3 バリアフリー法施行令の改正内容

- (1) 背景
- (2) 便所に係る基準の見直し
- (3) 駐車場に係る基準の見直し
- (4) 劇場等の客席に係る基準の創設

3 バリアフリー法施行令の改正内容

(1) 背景

特別特定建築物を建築する際に適合させなければならないバリアフリー基準について、今般、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場等の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、これらのバリアフリー基準について、見直し等が行われました。

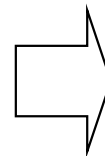
(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)

3 バリアフリー法施行令の改正内容 (2) 便所に係る基準の見直し

不特定多数利用便所※を設ける場合には、車椅子使用者用便房を建築物に1箇所以上設けなければならないとされていましたが、原則、各階に1箇所以上設けなければならないとする改正等が行われました。

改正前

- 車椅子使用者用便房を建築物に1箇所以上設ける。

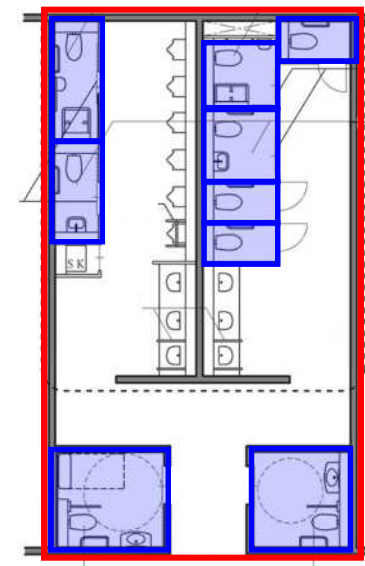


改正後

- 原則、不特定多数利用便所を各階に1箇所以上設ける。
 - 原則、車椅子使用者用便房を各階に1箇所以上設ける。
- ※小規模階（1,000㎡未満の階）における設置数の低減や大規模階（10,000㎡超えの階）における設置数の増加については告示で規定

※不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する便所

※便房：便器のある間仕切りで仕切られたブース

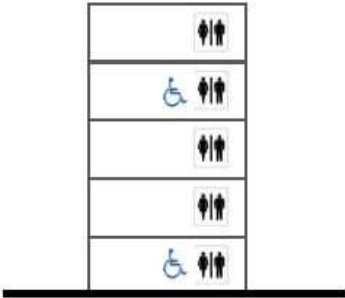
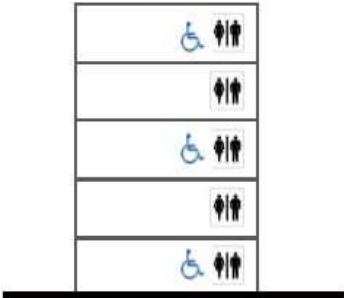
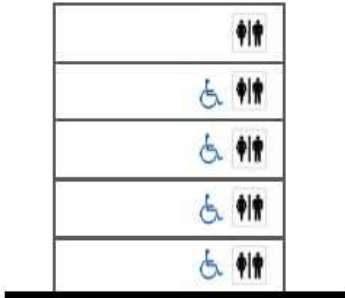


: 便房
 : 便所

3 バリアフリー法施行令の改正内容
(2) 便所に係る基準の見直し

■小規模階における設置数の低減（告示で規定）

【「小規模階を有する建築物」への適用イメージ】

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する 車椅子使用者用便房 の数	2	3	4

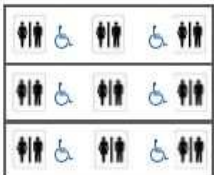
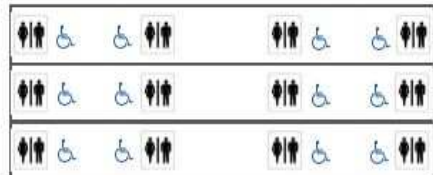
出典：国交省HP「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG報告」(R6.3.29)

・ 階の面積が1,000㎡未満の建築物の場合、それらの階の面積を合計した値に1/1,000を乗じて得た数（端数切捨て）以上の車椅子使用者用便房を設ける。

3 バリアフリー法施行令の改正内容 (2) 便所に係る基準の見直し

■大規模階における設置数の増加（告示で規定）

【「大規模階を有する建築物」への適用イメージ】

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000㎡/階 	50,000㎡/階 	70,000㎡/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000㎡	150,000㎡	210,000㎡
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

出典：国交省HP「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG報告」(R6.3.29)

- ・ 階の面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の建築物の場合、各階に2箇所以上の車椅子使用者用便房を設ける。
- ・ 階の面積が40,000㎡を超える建築物の場合、階の面積に1/20,000を乗じて得た数（端数切り上げ）以上の車椅子使用者用便房を各階に設ける。

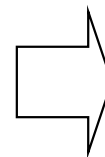
3 バリアフリー法施行令の改正内容

(3) 駐車場に係る基準の見直し

不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設を1台以上設けなければならないとされていましたが、駐車場に設ける駐車台数の区分に応じて定められた数以上設けなければならないとする改正が行われました。

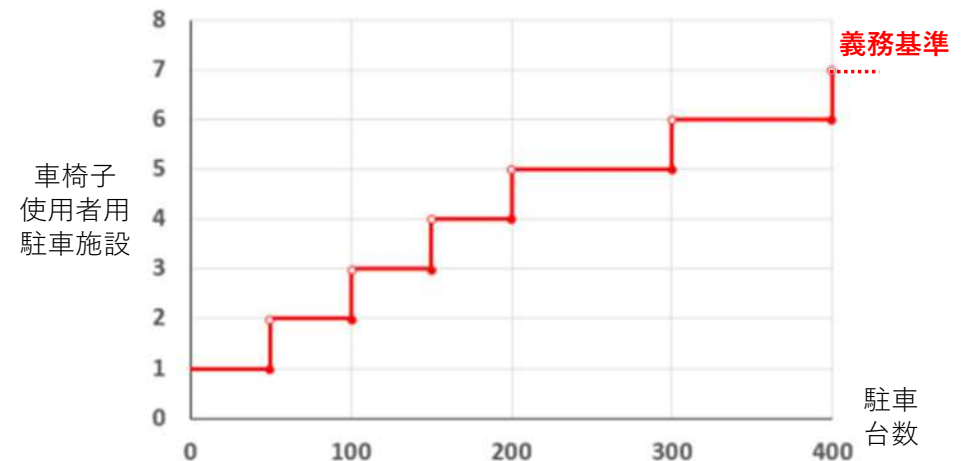
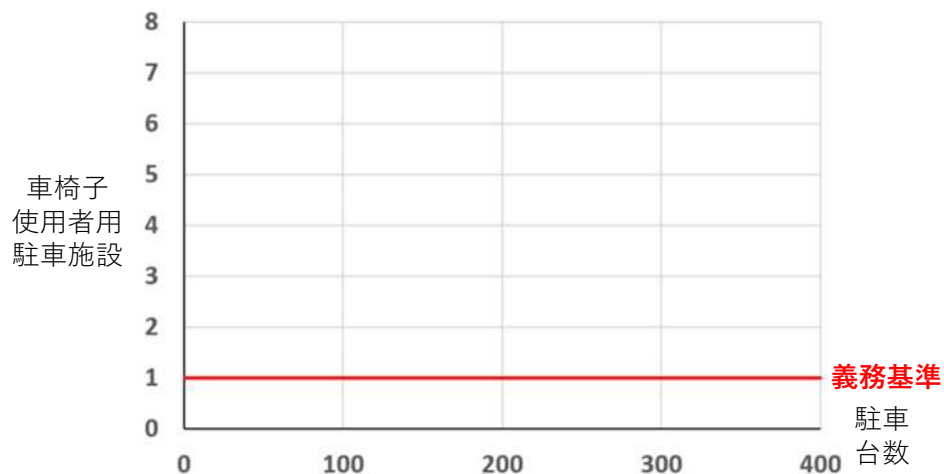
改正前

○ 1台以上設ける。



改正後

○ 200台以下の場合、2%以上設ける。
○ 201台以上の場合、1% + 2台以上設ける。



3 バリアフリー法施行令の改正内容

(4) 劇場等の客席に係る基準の創設

劇場等の客席には、客席数の区分に応じて定められた数以上の車椅子使用者用客席を設けなければならないとする基準等が創設されました。

改正前

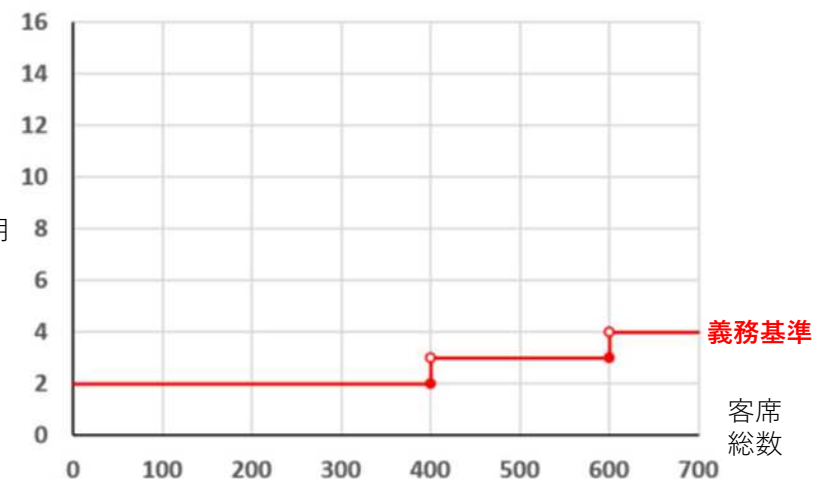
○基準なし。

改正後

○400席以下の場合、2席以上設ける。
○401席以上の場合、0.5%以上設ける。

義務基準なし

車椅子
使用者用
客席数



4 条例の改正（案）の内容

（１） 便所に係る基準（委任規定）の見直し

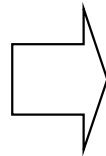
4 条例の改正（案）の内容

(1) 便所に係る基準（委任規定）の見直し

政令の一部改正により車椅子使用者用便房等の設置基準が見直されたことから、その基準により設置される車椅子使用者用便房等についても、委任規定として本市が既に条例で定めている出入口の幅等に関する条例の基準が適用されるよう改正を行います。

改正前

- 建築物に1箇所以上の不特定多数利用便所について
 - ・床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
 - ・車椅子使用者用便房を設け、当該便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とする。



改正後

- 原則、各階に1箇所以上の不特定多数利用便所の床の表面を、滑りにくい材料で仕上げる。
- 原則、各階に1箇所以上の車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とする。

※不特定多数利用便所及び車椅子使用者用便房の設置数については政令及びそれに基づく告示等に従う。

5 施行規則の改正（案）の内容

- (1) 便所に係る基準（自主規定）の見直し
- (2) 駐車場に係る基準（自主規定）の見直し
- (3) 劇場等の客席に係る基準（自主規定）の見直し

5 施行規則の改正（案）の内容

(1) 便所に係る基準（自主規定）の見直し

政令と同様に、原則、**各階に1箇所以上車椅子使用者用便房を設ける**ことを求め、それらについても、**出入口の幅等に関する施行規則の基準が適用されるよう改正**を行います。

改正前

- 建築物に1箇所以上の利用者の利用に供する便所について
 - ・床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
 - ・車椅子使用者用便房を設け、当該便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とする。
 - ・車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設ける。 etc.

改正後

- 原則、各階に1箇所以上の利用者^{※1}の利用に供する便所^{※2}の床の表面を、滑りにくい材料で仕上げる。
 - 原則、各階に1箇所以上車椅子使用者用便房を設け、当該便房及び当該便房が設けられている便所について
 - ・便房及び便所の出入口の幅を80cm以上とする。
 - ・車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設ける。 etc.
- ※利用者の利用に供する便所及び車椅子使用者用便房の設置数については政令及びそれに基づく告示等に従う。

【対象となる便所の例】

全ての便所

- ・従業員専用の便所
- ・管理者用の便所 など

利用者の利用に供する便所

- ・事務所の来客用の便所
- ・寮の共用部の便所 など

不特定多数利用便所

- ・商業施設の客用の便所
- ・庁舎の来庁者用の便所
- ・老人ホームの利用者用の便所 など

- ※1 利用者：公共的施設を利用し、サービス等の提供を受ける者
- ※2 条例では不特定多数利用便所（不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する便所）に制限を定めていますが、施行規則では施設の利用者の利用に供する便所を対象にし、制限の対象を広げています。

5 施行規則の改正（案）の内容

(2) 駐車場に係る基準（自主規定）の見直し

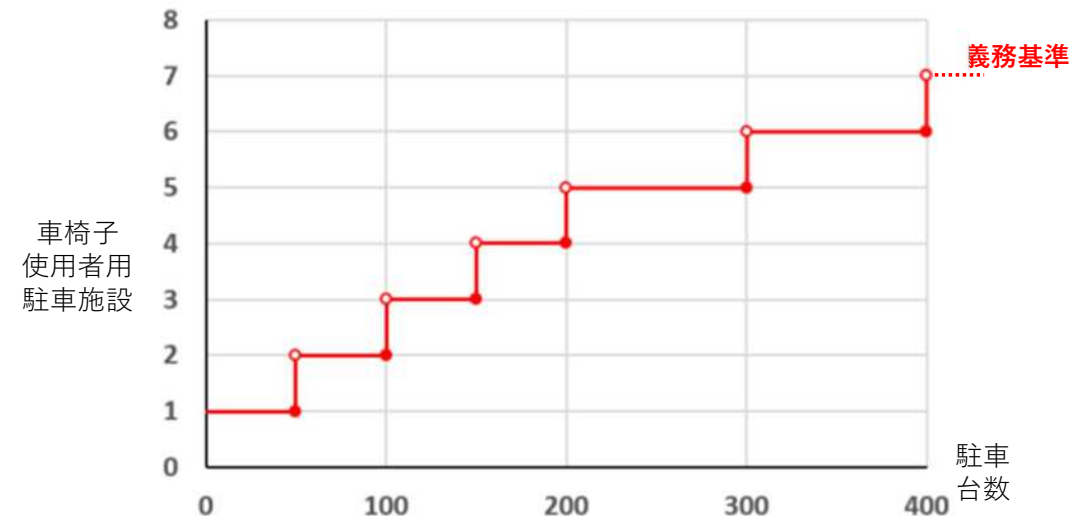
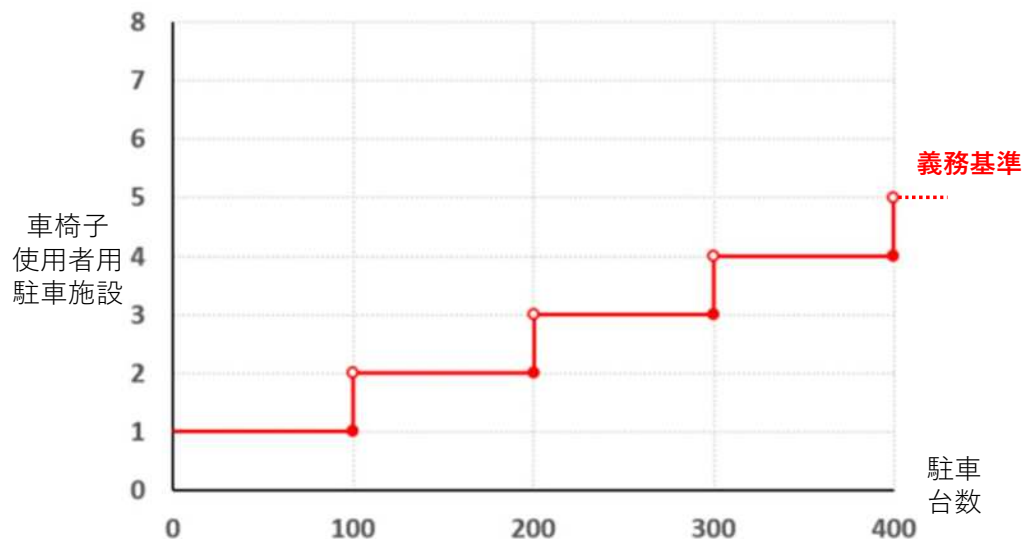
特定の公共的施設に駐車場を設ける場合、駐車台数に応じて車椅子使用者用駐車施設を設けることとする規定がありますが、政令の一部改正により車椅子使用者用駐車施設の設置基準が見直されたことから、**政令と同水準とするための改正**を行います。

改正前

- 100台以下の場合、**1台以上**設ける。
- 101台以上の場合、**1%以上**設ける。

改正後

- 200台以下**の場合、**2%以上**設ける。
- 201台以上**の場合、**1% + 2台以上**設ける。



5 施行規則の改正（案）の内容

(3) 劇場等の客席に係る基準（自主規定）の見直し

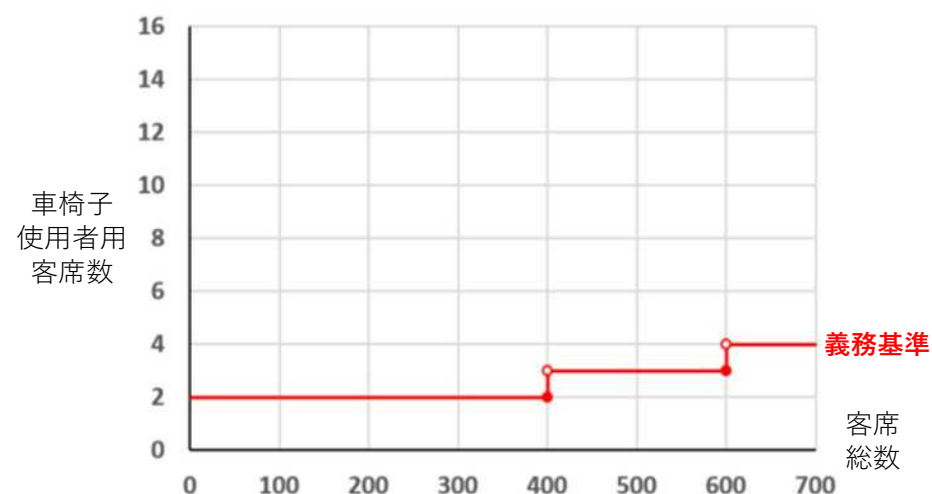
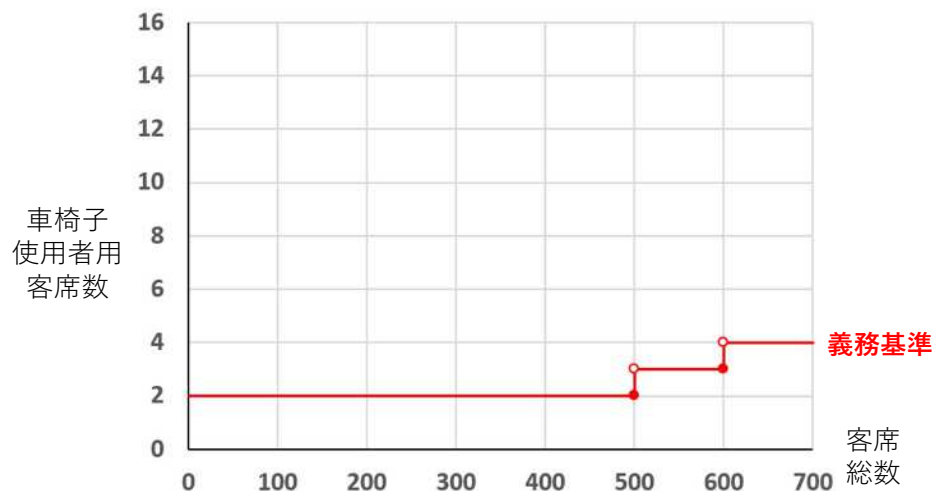
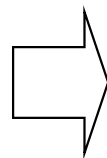
特定の公共的施設に固定式の客席又は観覧席を設ける場合、客席等の数に応じて車椅子使用者用客席を設けることとする規定等がありますが、政令の一部改正により車椅子使用者用客席の設置基準が創設されたため、**政令と同水準とするための改正**を行います。

改正前

- 500席以下の場合、2席以上を設ける。
- 501席以上の場合、0.5%以上を設ける。

改正後

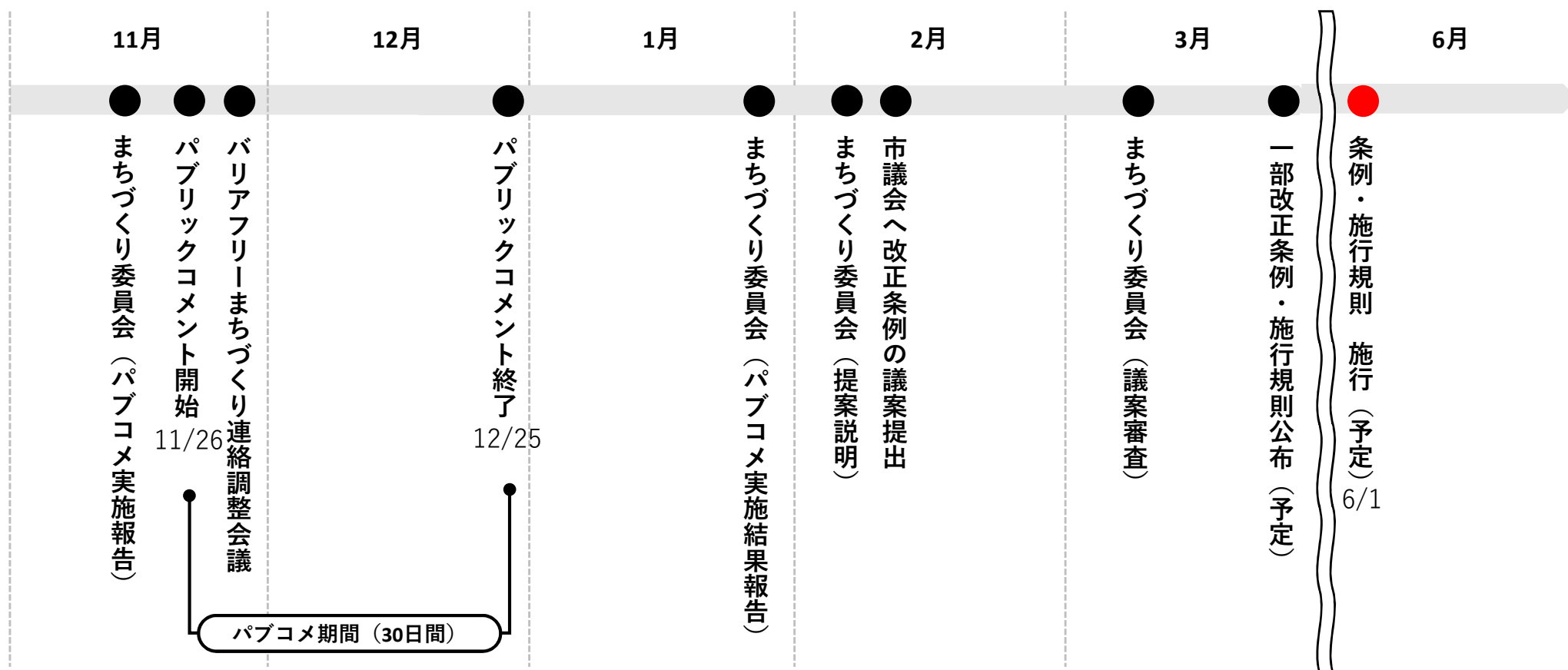
- 400席以下の場合、2席以上を設ける。
- 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。



6 今後のスケジュール

6 今後のスケジュール

政令の一部改正の施行日と合わせて令和7年6月1日に改正条例及び改正施行規則を施行予定



－ 市民の皆様からの御意見を募集します －

川崎市福祉のまちづくり条例及び 同条例施行規則の一部改正について

政令の一部改正に伴い、条例及び施行規則の一部を改正することについて、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和6(2024)年11月26日(火)～12月25日(水)

※郵送は当日消印有効。持参は令和6年12月25日(水)の17時15分まで

2 閲覧場所

- ・ 川崎市ホームページ
- ・ 各区役所市政資料コーナー
- ・ かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎2階)
- ・ まちづくり局指導部建築管理課(川崎市役所本庁舎18階)

3 意見提出方法

- ① 郵送 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1 川崎市まちづくり局指導部建築管理課
- ② 持参 まちづくり局指導部建築管理課(川崎市役所本庁舎18階)
- ③ FAX 044-200-3089(まちづくり局指導部建築管理課)
- ④ インターネット入力フォーム
インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントの専用ページから、専用のフォームを使って所定の方法により送信してください。



※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「**題名**」、「**氏名**(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「**連絡先**(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

※2 **電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。**

※3 御意見に対する個別の対応はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページ等で公表します。

4 問合せ先

川崎市まちづくり局指導部建築管理課

電話：044-200-3018 FAX：044-200-3089

川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行 規則の一部改正についてご意見をお聞かせください。

意見募集期間

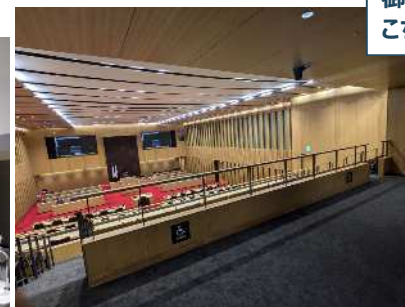
令和6(2024)年11月26日(火)～12月25日(水)

川崎市では、全ての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることのできるよう、**川崎市福祉のまちづくり条例**を定めています。

また、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的として、**川崎市福祉のまちづくり条例施行規則**を定めています。

この度、**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)**施行令の一部改正に伴い、**関係条例である川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則の一部改正を行うこと**について、市民の皆様からの御意見を募集します。

御意見は
こちらから



川崎市福祉のまちづくり条例
普及啓発キャラクター
「ふくまっち」

次について、御意見をお聞かせください。

川崎市では、川崎市福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)及び同条例施行規則(以下「施行規則」という。)において、**バリアフリー法施行令(以下「政令」という。)**に基づくバリアフリー基準より高い水準の基準を定めています。

この度、政令の一部改正により、車椅子使用者用便所の設置数等に関する基準が強化され、条例及び施行規則の基準を上回る箇所が生じました。政令の一部改正の施行のタイミングに合わせ、車椅子使用者用便所の設置数等に関する**条例及び施行規則の基準を、政令の基準に合わせるために強化する改正**を行います。

⇒ 中面に詳細を掲載しています。開いてご覧ください。

1 条例及び施行規則の概要について

- 条例では、公共性の高い建築物において最低限必要な整備基準等を、**建築確認申請での審査が必要となるバリアフリー法に基づく委任規定**として定め、**実効性を担保**しています。また、条例及び施行規則では、基準適合命令等の強制力はありませんが、**地方自治法に基づく自主規定**として、法のバリアフリー基準より高い水準を定め、事前協議により、**きめ細やかな指導**をするなど、地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性を十分に把握しながら実情に合った柔軟な整備を進めていく制度を整えています。

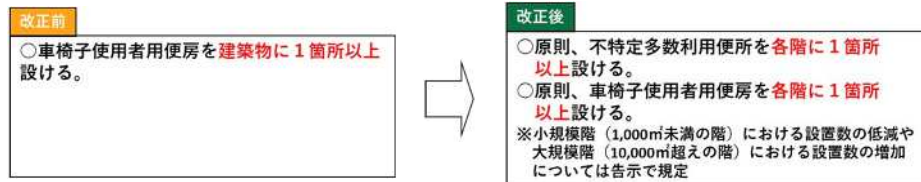
2 バリアフリー法施行令の改正内容について（国の改正）

（1）背景

- 一般、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場等の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、これらのバリアフリー基準について、見直し等が行われました。

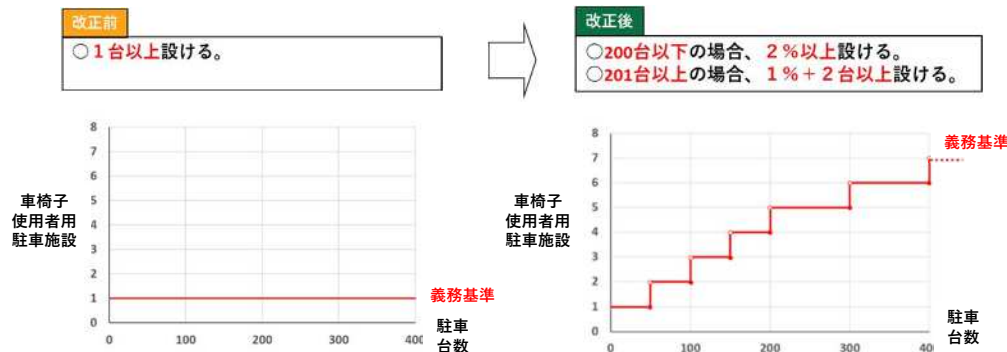
（2）便所に係る基準の見直し

- 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を設ける場合には、車椅子使用者用便所を建築物に1箇所以上設けなければならないとされていましたが、原則、各階に1箇所以上設けなければならないとする改正等が行われました。



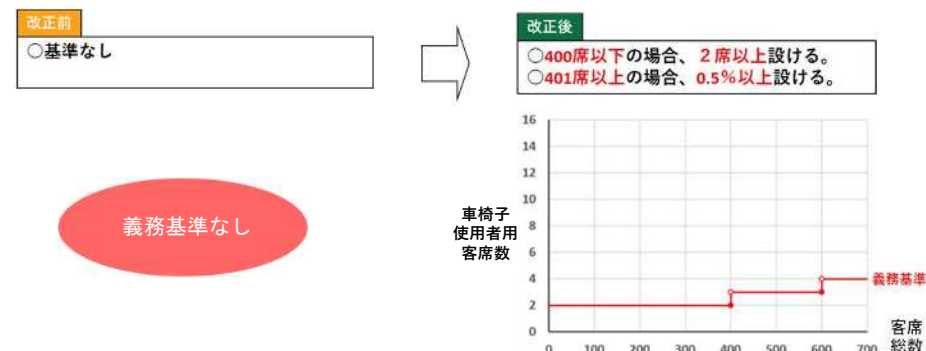
（3）駐車場に係る基準の見直し

- 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設を1台以上設けなければならないとされていましたが、駐車場に設ける駐車台数の区分に応じて定められた数以上設けなければならないとする改正が行われました。



（3）劇場等の客席に係る基準の創設

- 劇場等の客席には、客席数の区分に応じて定められた数以上の車椅子使用者用客席を設けなければならないとする基準等が創設されました。



3 条例の改正（案）の内容について

（1）便所に係る基準（委任規定）の見直し

- 政令の一部改正により車椅子使用者用便所等の設置基準が見直されたことから、その基準により設置される車椅子使用者用便所等についても、委任規定として本市が既に条例で定めている**出入口の幅等に関する条例の基準が適用されるよう改正**を行います。

4 施行規則の改正（案）の内容について

（1）便所に係る基準（自主規定）の見直し

- 政令と同様に、原則、**各階に1箇所以上車椅子使用者用便所を設ける**ことを求め、それらについても、**出入口の幅等に関する施行規則の基準が適用されるよう改正**を行います。

（2）駐車場に係る基準（自主規定）の見直し

- 特定の公共的施設に駐車場を設ける場合、駐車台数に応じて車椅子使用者用駐車施設を設けることとする規定がありますが、政令の一部改正により車椅子使用者用駐車施設の設置基準が見直されたことから、**政令と同水準とするための改正**を行います。

（3）劇場等の客席に係る基準（自主規定）の見直し

- 特定の公共的施設に固定式の客席又は観覧席を設ける場合、客席等の数に応じて車椅子使用者用客席を設けることとする規定等がありますが、政令の一部改正により車椅子使用者用客席の設置基準が創設されたため、**政令と同水準とするための改正**を行います。

5 今後のスケジュール

- 令和6年11月26日～12月25日 意見募集
- 令和7年2月 市議会へ改正条例議案提出（予定）
- 3月 改正条例・施行規則公布（予定）
- 6月1日 改正条例・施行規則施行（予定）

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 新旧対照表

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（本則関係）
 ※脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和六年政令第百七十二号）による改正後の条文

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別特定建築物） 第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校 二 十九（略） （建築物特定施設） 第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一 六（略） 七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席 八 十一（略） （都道府県知事が所管行政庁となる建築物） 第七条 （略） 2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年	（特別特定建築物） 第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条及び第二十五条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校 二 十九（略） （建築物特定施設） 第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一 六（略） （新設） 七 十（略） （都道府県知事が所管行政庁となる建築物） 第七条 （略） 2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年

法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。)が一万平方米を超える建築物

二 (略)

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に關する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。)は、次条から第二十五条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に關する基準は、第二十条及び第二十六条に定めるところによる。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階(当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。)の階数に相当する数(床面積が一万平方米メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数)以上設

法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十六条において同じ。)が一万平方米を超える建築物

二 (略)

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に關する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。)は、次条から第二十四条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に關する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。

けるものでなければならない。

(削る)

(削る)

2| 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち

一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

3| 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

4| 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるものうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けな

一 便所内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。

二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

(新設)

(新設)

2| 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する

ければならない。

（劇場等の客席）

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合
 - 二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合
- 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第十六条・第十七条 （略）

（駐車場）

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車駐車場させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合
- 当該駐車

小便器を一以上設けなければならない。

（新設）

第十五条・第十六条 （略）

（駐車場）

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

（新設）

施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

2
(略)

(移動等円滑化経路)

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合

(新設)

2
(略)

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十五条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合

当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

四（略）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 六（略）

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 一 二（略）

3（略）

第二十条 第二十二條（略）

（増築等に関する適用範囲）

第二十三條 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。

一（略）

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三（略）

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段

当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四（略）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 六（略）

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 一 二（略）

3（略）

第十九条 第二十一條（略）

（増築等に関する適用範囲）

第二十二條 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一（略）

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三（略）

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 (略)

六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（公立小学校等に関する読替え）

第二十四条 公立小学校等についての第十一条から第十三条まで、第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第二十五条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十三条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

（条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準）

第二十六条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十九条の規定を準用する。この場合において、同条

五 (略)

六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（公立小学校等に関する読替え）

第二十三条 公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第二十四条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十二條中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

（条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準）

第二十五条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条

第一項中「次の各号に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同項第一号中「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、」とあるのは「経路（」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ(1)中「段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十七条の規定によるほか、」とあるのは「第十七条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第二十条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十九条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一・二 （略）

第二十七条（第三十二条）（略）

第一項中「次に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ(1)中「段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十六条の規定によるほか、」とあるのは「第十六条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第十九条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一・二 （略）

第二十六条（第三十一条）（略）